

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第 18 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表6の項を次のように改める。

6	固定資産評価委員会	
	委員長	日額 10,000円
	委員	日額 9,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。